

# 電力供給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 小城市庁舎ほか 29 施設で使用する電力供給  
(年間予定使用電力量 5,847,396kWh)  
ア 小城市庁舎ほか 28 施設で使用する電力供給  
(年間予定使用電力量 5,144,553kWh)  
イ 小城市民病院で使用する電力供給  
(年間予定使用電力量 702,843kWh)
- (2) 需給場所 別紙1のとおり
- (3) 種別及び用途 別紙1のとおり

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式 別紙1のとおり
- (2) 予定契約電力 別紙2のとおり  
(ただし、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。)
- (3) 予定使用電力量 別紙2のとおり
- (4) 供給期間 令和2年9月1日00時00分から  
令和5年8月31日24時00分まで(3年間)  
(既に特定小売電気事業と契約している施設については、必ず供給期間開始日から供給を開始すること。また、九州電力㈱と契約している施設について、供給期間開始日までに手続きが間に合わない場合は、手続き完了次第に供給開始とする。その場合においても、供給期間終了日は変更しない。)
- (5) 供給地点 対象建物の電源側接続点
- (6) 電気工作物の財産分界点  
供給地点に同じ。ただし、取引用計量装置は、一般電気事業者の所有とする。

- (7) 保安上の責任分界点  
供給地点に同じ。

### 3 その他

- (1) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、九州管内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
- (2) 需給開始以降、九州管内の一般電気事業者の電気料金の改定等及び社会情勢等の変更があった場合は、双方協議の上、契約内容の変更ができるものとする。
- (3) 自家発電設備、太陽光発電設備、蓄電池設備を有する施設は別紙3のとおり。
- (4) 入札金額を算定するにあたっては、力率100%とし、燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進付加金等は考慮しないこと。なお、実際の取引においては、毎月の実測力率により調整可能とする。
- (5) 電気料金は、施設毎に算出し、別紙1で示した施設毎に請求書を作成し、その施設毎に提出するものとする。
- (6) 電力量等の検針に必要な機器の準備及び機器交換工事作業用について調整が必要な場合には、一般電気事業者と調整すること。
- (7) 過去の電気料金のほか、使用電力量等の状況をオンライン上で確認できること。
- (8) 需給契約期間中、工事等による施設や設備の拡大及び縮小などの確定した計画はない。
- (9) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、決定するものとなる。